

居宅介護重度訪問介護重要事項説明

(令和 年 月 日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社 アズミコーポレーション
法人種別	営利法人
法人所在地	埼玉県川口市芝 4－7－24
電話番号	048－261－5188
代表者氏名	代表取締役 小林英子
法人が所有する 営業所の種類・数	居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業、訪問介護事業、訪問看護事業

2 事業所の概要

事業所の名称	東京介護ステーション
事業所の所在地	東京都中央区新富 2－5－10 新富ビル 2F
事業所の電話番号	TEL 03-3537-1950 FAX 03-3537-1955
サービス提供地域	中央区、港区、江東区
営業日・時間 サービス提供時間	営業日時 月～金曜日 午前 9：00 ～ 午後 6：00 ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日まで及び祝祭日を除く。 サービス提供時間 午前 9：00 ～ 午後 18：00
事業所番号	1310200066（18 年 10 月 1 日 指定）
事業の目的	障害者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。
運営方針	障害者が必要なときに必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとする。また、他の社会資源との綿密な連携に努めます。

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者			1	介護福祉士
訪問介護員 (従業者)	1	6	7	介護初任者研修 ヘルパー2級 等

- ・管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ・サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申し込みに係る調整、居宅介護計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。
- ・従業者は、居宅介護計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。

4 主たる対象者

居宅介護《身体障害者、知的障害者、障害児（18 歳未満の身体及び知的障害児）》

重度訪問介護《身体障害者、知的障害者

5 サービスの内容

(1) 居宅介護

① 身体介護

食事介護	摂取介助、服薬介助、見守り、口腔ケア、水分補給等
入浴介護	入浴準備、着脱介助、洗髪、部分浴（手浴・足浴）、浴後清拭等、後片付け
排泄介助	トイレ介助、オムツ交換、陰部洗浄、清拭等

②家事援助

調理	配膳、後片付け、一般的な調理（温め直す等の簡単な調理を含む）
衣類の洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取入れ
買物	生活必需品等の買物（内容確認、品物、釣銭の確認を含む）
掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ごみ出し、その他の清掃

(2) 重度訪問介護

- ・ 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言、その他の生活全般にわたる援助

(3) その他のサービス

介護等の相談	

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。ただし、区市町村から月額上限負担額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各区市長村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2 人分の料金をいただきます。

※事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

	30分	45分	60分	75分	90分	※以降
身体介護	2,867 円		4,524 円		6,574 円	929 円
家事援助	1,187 円	1,713 円	2,206 円	2,676 円	3,080 円	392 円
通院介助	2,867 円		4,524 円		6,574 円	929 円
身体介護伴わない場合	1,187 円		2,206 円		3,080 円	772 円

	60分	90分	120分	150分	180分	210分
重度訪問介護	2,083 円	3,102 円	4,132 円	5,163 円	6,193 円	7,212 円

※家事援助は 90 分以降 15 分毎 身体介護は 90 分以降 30 分毎 初回訪問 2,240 円

※重度訪問介護は 240 分以降 30 分を増すごとに 952 円かかります。

①基本料金に対して、早朝（午前 6 時から午前 8 時）、夜間（午後 6 時から午後 10 時）帯は、25% 増し、深夜（午後 10 時から午前 6 時）は 50%増しとなります。

②やむを得ない事情で、かつ、ご利用者様の同意を得て、サービス従業者が 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

(2) 交通費

上記 2 で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

① 通常の実地地域を越えた地点から、片道 10 キロ未満 1,000 円

② 通常の実地地域を越えた地点から、片道 10 キロ以上 2,000 円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- | | | |
|---|----------------------------|------------|
| { | ・ ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合 | →無料 |
| | ・ 上記時間以降にご連絡をいただいた場合 | →基本料金の 70% |

(4) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 17 日までに請求しますので、27 日までにお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①居宅介護等について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護等計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③居宅介護等の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

①利用者が当事業者に対し 7 日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、

利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- ③利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなった場合

8 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

9 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市区町村及び都道府県、ご家族様、事業者等に早急に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

11 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

苦情担当者	佐藤 眞澄
苦情解決責任者	佐藤 眞澄

電話番号	03-3537-1950
受付時間	9:00～18:00

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

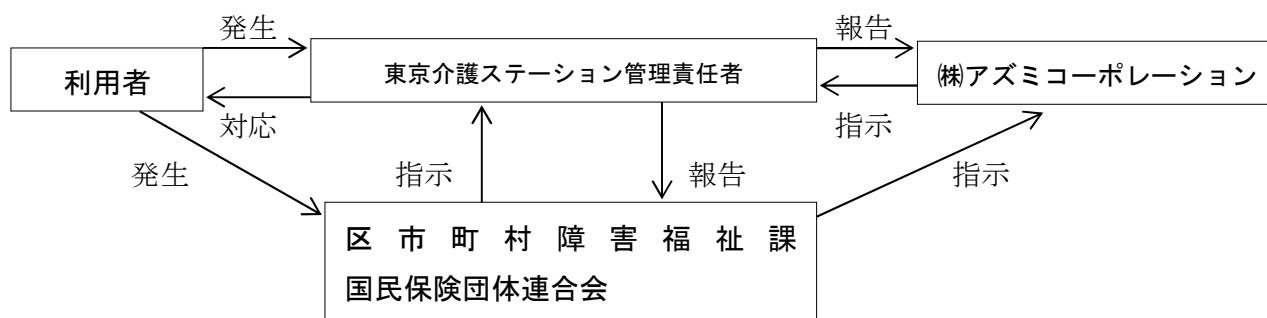
担当部署	中央区障害者福祉課 障害者福祉係
電話番号	03-3546-5389
受付時間	9:00～17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9:00～17:00

苦情があった場合には、苦情の内容をふまえ利用者及びその家族に連絡をし、必要な措置を講じます。市町村からサービス計画の提出を求められた場合には、その求めに応じます。

(苦情処理体制)



1.2 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げ措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐藤 眞澄
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待防止のための指針の整備

(5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(6) 上記措置実施の担当者として訪問介護管理者が兼務する。

(7) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者(児)を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

1.3 身体拘束等の適正化推進

(1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を確保するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。身体拘束等を行う場合にあっても、その有様や時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し最低2年間保管します。

(2) また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たす要件について確認・検討し、その具体的な内容について記録しております。

1.4 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) ハラスメントの内容の明確化及び方針の周知・啓発を行うと共に相談体制等必要な体制を整備します。 *責任者 佐藤 眞澄（管理者）

令和 年 月 日

居宅介護等利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 東京都中央区新富2-5-10 新富ビル2F

(名称) 東京介護ステーション

印

(説明者) 氏名

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護等の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)

印